保育園・幼稚園等でのアレルギー対応の確認方法(実施までの流れ)

原因物質・食材についての確認

・食べ物や、その他のものが原因でアレルギー症状がでる
・医師からアレルギーと診断されている

食べ物が原因

給食で提供する食材

給食で提供しない食材

食べ物以外が原因

対応食が必要か確認

必要

受診し、生活管理指導表作成依頼、対応食等の指導を受ける
・生活管理指導表
・関連食材についても医師に確認
・園生活での配慮が必要な点について確認

原因食品は卵だが、食べられないのは生卵のみ・・・対応食は不要

そば・ごま以外のナッツ類

コンタミネーション※不可

コンタミネーション※可
散歩等で配慮が必要

その他

たらこ・いくら・かに・長芋等

園生活での配慮が必要(蜂など)

提出物の確認

入園決定園に提出
・松本市保育園・幼稚園給食アレルギー対応食実施申請書(保護者記入)
・松本市保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表(医師が記入)
・アレルギー該当食材の対応確認表(保護者記入)
・食物アレルギー等緊急時対応依頼書(保護者記入)

◎給食でのアレルギー対応食不要の場合
・申請書、生活管理指導表の提出は不要

※コンタミネーション・・製造するときに原材料としては使用していないが、アレルギー対象物質混入の可能性がある状態(うどんにそば粉など)

・食品が原因の場合、把握のためアレルギー確認書(保護者記入)を入園決定園に提出
・緊急時に備えた処方薬(エピペン等)を園に預ける必要がある場合は生活指導管理表(医師記入)及び緊急時対応依頼書(保護者記入)も提出

◎アレルギーがあることや、生活に関して配慮が必要なことは入園後、担任にお申し出ください

R５．１１改訂